

消食表第 290 号

令和 7 年 3 月 28 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長

（ 公 印 省 略 ）

「食品表示基準Q&A」の一部改正について

「食品表示基準Q&A」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）について、下記に係る事項を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。

記

- 1 栄養強化目的で使用した食品添加物に係る表示免除規定の削除、栄養素等表示基準値等の改正及び個別品目ごとの表示ルールの見直しを内容とする食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 26 号）が本日付けで公布されたことを踏まえ、「食品表示基準Q&A」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）のうち、これらに関して解釈を示している事項について、所用の改正を行いました。
- 2 「別添 魚介類の名称のガイドライン」については、新たな魚介類の輸入・流通の拡大、分類学的研究の進展による名称の変更等、魚介類の名称を巡る状況が変化していることを受け、「魚介類の名称のガイドライン改正案(頭足類)検討会」を設置し、改正の検討を行いました。この検討の結果を踏まえ、頭足類（イカ・タコ）の名称例の改正を行いました。
- 3 食品の期限表示の在り方については、令和 6 年 5 月から消費者庁において、「食品

期限表示の設定のためのガイドラインの見直し検討会」を設置し、食品ロス削減の観点と食品の安全性の確保に関する国際的動向に配慮しつつ科学的知見の観点から検討を行ったところです。この検討結果を踏まえて「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（平成17年2月25日食安基発第0225001号厚生労働省基準審査課長通知、16消安第8982号農林水産省表示・規格課長通知）の全部を改正し、「食品表示基準Q&A」の別添に位置付けました。また、これに伴い、期限表示に関するQ&Aの一部は、当該別添のQ&Aとして位置付けることとしました。

- 4 1から3までに係る事項のほか、製造所固有記号制度届出データベースのシステム更改、栄養成分表示に関する自治体等からの要望を踏まえた解釈の明確化等の所要の改正を行いました。

以上